

給水装置工事施行要領の一部を改定する新旧対照表

現行（令和2年 4月版）		改定後（令和5年 4月版）		理由
項目(頁・章)	改定事項	項目(頁・章)	改定事項	
P1-10	4「大和郡山市指定給水装置工事事業者の処分等に関する要綱」の詳細については、大和郡山市のホームページ上で掲載されています。 http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/life/env/jousui/003300.htm <u>1</u>	P1-10	4「大和郡山市指定給水装置工事事業者の処分等に関する要綱」の詳細については、大和郡山市のホームページ上で掲載されています。 ホーム → くらし・手続き → 生活・環境 → 上下水道 → 上水道 → 要綱・要領 →	変更 (文面の見直し)
P2-3	規格・形質 JWWA B117（ <u>铸铁管の場合は密着コアを使用すること</u> ）	P2-3	規格・形質 JWWA B117（ <u>铸铁管の場合は密着コア（本体材質はステンレスでも可。密着部分はゴム、ポリエチレン）を使用すること</u> ） ～（略）～ 分類 材料名 規格・形質 <u>その他 明示釘 ハレット型(30L)</u>	追加 (指定材料の追加)
P3-1		P3-1	給水装置工事フロー図 変更	変更 (図の変更)
P3-2	調査項目 12. <u>工事に関する同意承諾の取得確認</u> 13. <u>建築確認</u>	P3-2	調査項目 <u>12. 増圧方式の場合 適用条件の確認、位置</u> <u>13. 直結増圧式給水条件承諾書</u>	追加 (調査項目の追加)
P3-3	直圧式 2階建まで	P3-3	直圧式 2階建まで <u>増圧式 直結増圧式給水に関する取扱基準</u>	追加 (給水方式の追加)
P3-8	<u>(2) 直結増圧式</u> 直結増圧式は、給水管の途中に増圧給水設備を設置し、圧力を増して直結給水する方式である。大和郡山市では石綿管が残存していること、減圧弁を設置していること等、配水管の管網が整備されていない現状及び逆止弁による給水装置の影響を考慮し配水池の出口付近等一部水圧の低い給水事情がある箇所等の一戸建て3階の専用住宅及び店舗付き住宅に限定し設置可能としています。大和郡山市の直結増圧式給水の取り扱いは、下記の三階直結増圧式基準によるものとします。	P3-8	(2) 直結増圧式 直結増圧式は、給水管の途中に増圧装置を設置し、 <u>配水管の水圧に影響を与えないことなく、水圧の不足分を加圧して高位置まで直結給水する方法である。各戸への給水方法として、給水栓まで直接給水する直送式と、ポンプにより高所に置かれた受水槽に給水し、そこから給水栓まで自然流下させる高置水槽式がある。</u> 直結増圧式給水の取り扱いは、下記の <u>直結増圧式給水に関する取扱基準</u> によるものとします。	変更 (文面の見直し)

現行（令和 2年 4月版）		改定後（令和 5年 4月版）		理由
項目（頁・章）	改定事項	項目（頁・章）	改定事項	
P3-8 ～ P3-9	1) <u>三階直結増圧式基準</u> ～（略）～ 2 受水槽式	P3-8 ～ P3-25	1) <u>直結増圧式給水に関する取扱基準</u> ～（略）～ 2 受水槽式	変更 (基準の変更)
P3-9	<u>5) 4階以上の建物。</u>	P3-25	5) 4階以上の建物。	削除 (基準の削除)
P3-16	実態に応じた方法を選択し決定しますが先に説明したとおり大和郡山市では直結増圧式給水の取扱いは、3.3 1.(2)の直結増圧式の基準によるものとします。	P3-34	実態に応じた方法を選択し <u>決定します。</u> 大和郡山市での直結増圧式給水の取扱いは、3.3 1.(2)の <u>直結増圧式給水に関する取扱基準によります。</u>	変更 (文面の変更)
P3-33	表 3-5-3 給水用具類損失水頭の直管換算長表 13 20 25 40 50 75 100 150 逆止弁 90°エルボ	P3-49	表 3-5-3 給水用具類損失水頭の直管換算長表 13 20 25 40 50 75 100 150 逆止弁 <u>減圧式逆流防止器 - 10.5 6.5 7.2 6.5</u> 90°エルボ	追加 (表項目の追加)
P3-61	図 3-5-8 直結増圧式給水における動水勾配線図 (水道施設設計指針(2012年度版) 発行：日本水道協会より)	P3-76	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">図変更</div> 図 3-5-8 直結増圧式給水における動水勾配線図 (水道施設設計指針(2012年度版) 発行：日本水道協会より)	変更 (図の変更) 削除 (文面の削除)
P3-60	水理計算例その5 受水槽式の口径決定 「損失水頭による計算方法」	P3-77 ～ P3-83	<u>停止圧力 = P0 - (P1 + P2 + 0.05MPa)</u> ～（略）～ 水理計算例その5 <u>3) 受水槽式の口径決定 「損失水頭による計算方法」</u>	追加 (基準・計算例の追加) 変更 (通し番号の変更)
P3-62	<u>3) 管径均等表(ダルシー・ウィズバッハの式より)</u>	P3-85	<u>4) 管径均等表(ダルシー・ウィズバッハの式より)</u>	変更 (通し番号の変更)

現行（令和 2年 4月版）		改定後（令和 5年 4月版）		理由
項目（頁・章）	改定事項	項目（頁・章）	改定事項	
P3-64	6) その他 受水槽式給水の場合の図面は、直結給水部分（受水槽まで）と受水槽以下に分けること。 ※ いずれも新設、改良した給水装置は赤色の実線で作成すること。 既設は黒色の実線又は点線で作成すること。	P3-87	6) その他 受水槽式給水の場合の図面は、直結給水部分（受水槽まで）と受水槽以下に分けること。 <u>増圧式給水の場合の図面は、末端及び最高部の給水用具まで</u>	追加 (文面の追加)
P3-66	2. 受水槽式から直結直圧式への切替え 2. 受水槽式から直結直圧式へ切替えする場合は留意すべき事項を下記に示します。	P3-89	2. 受水槽式から直結直圧式 <u>又は直結増圧式給水</u> への切替え 2. 受水槽式から直結直圧式 <u>又は直結増圧式給水</u> へ切替えする場合は留意すべき事項を下記に示します。	追加 (文面の追加)
P3-74	7. 上水道給水申請 <u>三階以上の建物、あるいは周辺に配水管がない場合、</u>	P3-97	7. 上水道給水申請 <u>三階以上の建物、あるいは周辺に配水管がない場合、</u>	削除 (文面の削除)
P3-75	申込時に必要な書類 ウ 水理計算書 エ <u>給水装置製品の基準適合性証明書</u> ～ (略) ～ ネ 建築確認済証（建築基準法第6条の2第1項の規定による）の写し	P3-98	申込時に必要な書類 ウ 水理計算書 <u>エ 直結増圧式給水事前協議申請書（受理された場合部より直結増圧式給水事前協議回答書）</u> <u>オ 直結増圧式給水条件承諾書（新設・既設）</u> <u>カ 給水装置製品の基準適合性証明書</u> ～ (略) ～ <u>ク 建築確認済証（建築基準法第6条の2第1項の規定による）の写し</u>	追加 (文面の追加) 変更 (通し番号の変更)
P3-83		P3-106 ～ P3-110	<u>エ 直結増圧式給水事前協議申請書</u> <u>直結増圧式給水事前協議回答書</u> <u>オ 直結増圧式給水条件承諾書（新設・既設）</u>	追加 (文面の追加)
P3-83 ～ P3-84	<u>オ～ソ</u>	P3-111 ～ P3-112	<u>キ～チ</u>	変更 (通し番号の変更)

現行（令和 2年 4月版）		改定後（令和 5年 4月版）		理由
項目（頁・章）	改定事項	項目（頁・章）	改定事項	
P3-97	大阪ガス 大阪ガス株式会社 導管事業部 北東部導管部 大和平野土地改良区 橿原市四条583	P3-125	大阪ガス 大阪ガスネットワーク株式会社 北東事業部 保全チーム 大和平野土地改良区 橿原市城殿町459番地	変更 (社名と住所の変更)
P4-9 ～ P4-10	4.8 受水槽及び高置水槽の設置 4.9 増圧給水設備	P4-9	4.8 増圧給水装置 増圧給水設備 → 増圧給水装置 4.9 受水槽及び高置水槽の設置	変更 (文面と通し番号の変更)
P6-5	空気調和・衛生工学便覧 第14版（平成22年）・・・(社)空気調和・衛生工学会	P6-6	空気調和・衛生工学便覧 第14版（平成22年）・・・(社)空気調和・衛生工学会 <u>直結給水システム導入ガイドラインとその解説（平成9年8月）・・・(財)水道技術研究センター</u>	追加 (参考資料の追加)